

特定人工授精用精液等（黒毛和種）が対象

自己の所有する特定人工授精用精液等を他人が所有する牛へ人工授精を行った場合も、譲渡記録簿への記載が必要

家畜人工授精所の管理番号：06XXXX

家畜人工授精所の名称及び所在地：山形家畜人工授精所 山形市松波 2-8-1

譲渡・譲受等した年月日	種畜の名称 <small>家畜人工授精用精液証明書で確認</small>	精液採取年月日	家畜人工授精用精液証明書番号	譲渡先又は譲受元の家畜人工授精所の開設許可の有無	譲渡先又は譲受元の家畜人工授精所等の管理番号又は氏名(名称)・住所	譲渡、譲受等の内容	備考欄
2020年10月1日	平忠勝	2015年5月19日	543~563	2	山形県〇〇市〇-〇 田中 太郎	1	自家利用の畜産農家
2020年10月7日	夏忠平	2010年10月28日	6357~6400	1	〇〇県〇〇市〇-〇 〇〇家畜人工授精所	2	譲渡：1 譲受：2 廃棄：3 亡失：4
2020年10月15日	満開1	連番で複数ある場合は「~」でまとめて記載		開設あり：1 開設なし：2		3	
2020年10月20日	冬影21	2020年6月1日	9876			4	2020年10月21日発見
2020年11月1日	美結喜	2020年7月28日	90875~90924	1	06XXXX	1	

譲渡先・元が家畜人工授精所を開設している場合は、その管理番号の記載で可

- 備考
- 「譲渡・譲受等した年月日」に亡失したものが見つかった年月日を記載する場合に
 - 「譲渡先又は譲受元の家畜人工授精所」を記載すること。(例：自家利用)
 - 1 有
2 無
 - 「譲渡、譲受等の内容」の欄には、次の区分により番号を記入すること。
1 譲渡
2 譲受
3 廃棄
4 亡失
 - 譲渡等記録簿は、この様式で規定されている事項が必要なときに速やかに照合できるよう記録すること。

なお、家畜人工授精簿に記載されている場合は、省略することも可能です
その場合、家畜人工授精簿は10年間保存してください
また、自家授精の場合は記載不要です

た場合にあつては、その亡失の事実を知った日を記入し、分かるように記載すること。
二を記入する場合は、備考欄に具体的な相手方について記